
12 両立支援等助成金

(6) 女性活躍加速化コース

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第63条第1項第8号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。）第139条の規定に基づく女性活躍加速化コース助成金（以下「助成金」という。）の支給については、「第1共通要領」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨	0700 返還
0101 趣旨	0701 返還
0102 助成金の種類	
0103 適用単位	0800 附則
	0801 施行期日
0200 定義	
0201 通常の労働者	
0202 行動計画	
0203 長時間労働是正など働き方の改革に 関する取組	
0204 数値目標	
0205 取組目標	
0206 雇用管理区分	
0207 管理職	
0300 支給要件	
0301 支給対象事業主	
0302 不支給要件	
0303 併給調整	
0400 支給額	
0401 支給額	
0500 支給申請	
0501 支給申請書の提出	
0502 支給申請に必要な添付書類	
0503 支給申請書の受付	
0600 支給決定	
0601 支給決定等の通知	

0100 趣旨

0101 趣旨

女性労働者の能力の発揮及び雇用の安定に資するため、自社の女性の活躍の状況を把握し、男性と比べて女性の活躍に関し改善すべき事情がある場合に、当該事情の解消に向けた目標を掲げ、女性が活躍しやすい職場環境の整備等に取り組む事業主、及び当該取組の結果当該目標を達成した事業主に対して、助成金を支給する。

0102 助成金の種類

助成金は、次の2種類とする。

- イ 加速化Aコース(0204に定める数値目標を達成するため、0205に定める取組目標に取り組み、当該取組目標を達成した場合に支給するもの)
- ロ 加速化Nコース(0204に定める数値目標を達成するため、0205に定める取組目標に取り組み、当該取組目標を達成後、当該数値目標を達成した場合に支給するもの)

0103 適用単位

助成金は、事業主単位で支給するものであり、事業所単位で支給するものではない。

法人又は個人が複数の事業、事業所を営んでいる場合であっても、当該法人又は当該個人を一事業主とする。

第1共通要領「0302 生産性要件」についても、事業主単位で判断する。

0200 定義

0201 通常の労働者

通常の労働者とは、次のイからホまでのいずれにも該当する労働者をいう。

- イ 事業主に直接雇用される者であって、当該事業主と期間の定めのない労働契約を締結していること。
- ロ 当該事業所において正規雇用労働者（就業規則等に制度を規定している場合には、短時間正社員（※）を含む。）として位置付けられていること。
※短時間正社員とは、キャリアアップ助成金における短時間正社員と同義であること。
- ハ 社会通念に照らして、また当該企業の他の職種等の正規雇用労働者と比較して、当該労働者の雇用形態、賃金体系等（例えば、長期雇用を前提とした待遇を受けるものであるか、賃金の算定方法・支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給又は昇格の有無など）が正規雇用労働者として妥当なものであること。
- ニ 雇用保険の被保険者であること。
- ホ 社会保険の適用事業所に雇用されている場合は、社会保険の被保険者であること。

なお、数値目標の達成に係る女性労働者は通常の労働者であること。また、数値目標の達成のために採用を行う場合は、通常の労働者として雇用されるものであること。（採用には過去に在籍した女性労働者の再雇用等、中途採用を行う場合も含むこと。）

0202 行動計画

行動計画とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第8条に基づき事業主が策定する一般事業主行動計画を指す。すなわち、女性活躍推進法第8条及び同法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年10月28日厚生労働省令第162号）に基づき、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して定めるものであり、計画期間、達成しようとする目標、実施しようとする取組の内容及びその実施時期を定めたものであり、労働者に周知し、公表されているものをいう。なお、本助成金の支給対象となる行動計画は、この要領で定める各規定を満たすものであって、かつ、計画期間が2年以上5年以下であることを要する。

0203 長時間労働是正など働き方の改革に関する取組

事業主は、雇用する労働者の労働時間の状況を踏まえ、前項の行動計画において、長時間労働の是正などの働き方の改革に関する取組を盛り込み、実施するものとする。

0204 数値目標

0202の行動計画で定められた、女性活躍推進法第8条第2項第2号の目標であって、次の表1に該当するもののうち、同項第3号の取組を実施した結果達成するものを「数値目標」として事業主が決定する。女性の職業生活における活躍を推進するために自社の課題を分析し、その結果改善すべき事情として設定されたものではない場合、また、取組前後の数値の比較により達成状況を検証できないものである場合は「数値目標」とすることはできない。また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第117号。以下「男女雇用機会均等法」という。）に反するものであってはならない。

表1 支給対象となる数値目標の種類

雇用管理区分ごとに見た職務又は役職において、以下のイ又はロに該当する場合に、行動計画策定時点から支給申請日までに女性労働者に係る実数又は比率を増加させるものであり、以下(イ)から(ロ)の類型に該当するもの。

イ 女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない場合

なお、「相当程度少ない」とは、行動計画策定以前に雇用管理区分ごとに見た職務又は役職における女性労働者の割合が4割を下回っていることをいう。

ロ 数値目標を設定しようとする行動計画策定以前の職務又は役職における女性労働者の割合が、当該企業において雇用する通常の労働者における女性労働者の割合を下回っている場合

[目標の種類]

(イ)女性の積極採用に関する目標のうち、次のいずれかに該当する目標

(原則として1の事業年度(12ヶ月)における採用状況で達成状況を判断する)

- a 直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率」×0.8が、直近3事業年度の平均した採用における男性の競争倍率よりも高い場合において、採用における女性の競争倍率（応募者数／採用者数）を引き下げる目標
 - b 採用した女性労働者の実数及び採用した労働者に占める女性労働者割合のいずれも引き上げる目標
- (ロ) 女性の配置・育成・教育訓練に関する目標
- (ハ) 女性の積極登用・評価・昇進に関する目標
 （管理職に占める女性の割合が男性に比して相当程度少ない場合に、新たに女性を採用して管理職とする場合も含む。）
- (ニ) 多様なキャリアコースに関する取組のうち、通常の労働者において多様なコース区分を設け、女性について一般職から総合職への転換などキャリアアップに資するコース区分への転換をさせる目標

0205 取組目標

0202の行動計画で定められた、女性活躍推進法第8条第2項第3号の取組であって、0204表1〔目標の類型〕に該当するもののうち、目標の達成に向けて規定や制度の整備・施行、機器・設備の導入等を事業主が主体となって取組を行うものを「取組目標」として事業主が決定する。表2に該当するもののほか、実施状況を検証できないもの、数値目標の達成に直接関連しないものは「取組目標」とすることはできない。また、男女雇用機会均等法に反するものであってはならない。

<p>表2 〔支給対象としない取組目標の例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ×女性労働者の求人以外の取組を行わないなど、募集採用行為のみを取組目標とする場合は対象としない。 ×研修の実施については、業務命令を受けて勤務時間中に行われるものを支給対象とし、研修時間が対象労働者1人当たり3時間未満のもの、OJT、労働基準法第39条による年次有給休暇を与えて受講させるものは対象としない。 ×管理職ポストを新設して女性を配置・登用するものは対象としない。 ×人事労務担当者に対して、事業主や人事労務担当者が業務上知っておくべき関係法令に関する知識を付与するものは対象としない。 ×法令に基づき講じる必要のある取組や法違反を解消するための取組は対象としない。 ×働き方改革、労働者の意識啓発等の職場風土改革に関する取組は支給対象としない。
--

0206 雇用管理区分

雇用管理区分とは、職種、資格、雇用形態、就業形態等の区分その他の労働者についての区分であって、当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者と従事する職務の内容、人事異動（転勤、昇進・昇格を含む）の幅や頻度等において異なる雇用管理を行うことを予定して設定していることをいうものであること

0207 管理職

管理職とは、課長級と課長級より上位の役職（役員を除く）にある労働者をいう。課長級とは、次のイ又はロのいずれかに該当する者をいう。

イ 事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、2係以上の組織からなり、若しくは、その構成員が10人以上（課長含む）の長

ロ 同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が課長級に相当する者（ただし、通常の労働者の一番下の職階ではないこと）

なお、本助成金において支給対象となる女性労働者の管理職への登用は、次のイ及びロのいずれにも該当することを必要とする。

イ 対象となる雇用管理区分に属する労働者が登用され得る管理職ポストが複数あり、かつ女性労働者の管理職登用に0204表1のイ又はロの課題がある場合であること。

ロ 登用前後に生じた業務内容の変化及び管理職手当など賃金面での処遇の向上が管理職登用後6か月間継続していること。

0300 支給要件

0301 支給対象事業主

次のイ又はロに該当する雇用保険適用事業主にそれぞれ支給する。

イ 加速化Aコースの支給対象事業主は、次の（イ）から（ハ）のすべてを満たす、常時雇用する労働者の数が300人を超えない事業主であること。

（イ） 行動計画を策定し、事業主の人事労務管理の機能を有する部署が属する事業所（以下「本社等」という。）の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下、「管轄労働局長」という。）への届出を行ったこと。なお、支給申請時に当該申請に係る行動計画の計画期間が終了している場合には、次期行動計画を策定し、届出を行っていること。

（ロ） 長時間労働の是正など働き方の改革に関する取組を行ったこと。

（ハ） 女性活躍推進法第8条第5項に基づく公表について、女性の活躍推進企業データベースへの掲載により行ったこと。

（ニ） 女性活躍推進法第16条に基づき、女性の活躍に関する情報を女性の活躍推進企業データベースへの掲載により公表していること。

（ホ） 行動計画に基づいて、計画期間内に表1の取組を実施したこと。複数の取組内容を記載している場合は、そのうち少なくとも1項目以上の取組を実施したこと。

（ヘ） 機会均等推進責任者を選任していること。

ロ 加速化Nコースの支給対象事業主は、上記イ（イ）から（ハ）に加えて、次の（イ）から（ハ）を満たす事業主であること。

（イ） 行動計画に定めた目標について、その達成のための取組目標を達成した日（複数の取組内容が記載されている場合は、いずれかの取組を達成した日）の翌日から3年を経過する日まで数値目標を達成し、さらに支給申請日までその状態が継続されていること。複数の目標が設けられていた場合は、そのうち少なくとも1項目以上の目標を達成したこと。なお、管理職に占める女性労働者の割合の引き上げを数値目標とする場合、数値目標達成日は対象労働者の管理職登用日から6か月を経過した日とする。

(ロ) 当該数値目標を達成した旨について、女性の活躍に関する情報を女性の活躍推進企業データベースへの掲載により公表していること。

(ハ) 常時雇用する労働者が301人以上の事業主については、支給申請日において、行動計画に盛り込んだ取組を実施した結果、管理職に占める女性労働者の割合が上昇し、かつ、取組後の管理職に占める女性労働者の割合が申請時点における産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値に1.3を乗じた値（小数点第2位を四捨五入）以上となっていること。

なお、産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値とは、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年10月28日厚生労働省令第162号）第8条第1項第1号イ（4）に定める、産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値を指すこと。

ハ 共通要領0203の規定にかかわらず、加速化Aコースの支給対象事業主の判断に当たっては、常時雇用する労働者は、雇用契約の形態を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている労働者を指すものであって、次のいずれかに該当するものとする。

(イ) 期間の定めなく雇用されている者

(ロ) 一定の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用される者であってその雇用期間が反復更新されて事実上（イ）と同等と認められる者。すなわち、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

0302 不支給要件

支給対象事業主からの支給申請であっても、第1共通要領0303に定めるもののほか、次のイからホのいずれかに該当する場合には、当該事業主には助成金を支給しないものとする。

イ 支給申請日及び支給決定日を計画期間に含む行動計画について、本社等の管轄労働局長に届出が行われていない場合

ロ 支給申請時点及び支給決定までの間に、男女雇用機会均等法に違反し、同法第29条に基づく管轄労働局長の助言、指導又は勧告を受けたが、是正していない場合

ハ 支給申請時点及び支給決定までの間に、育児・介護休業法第10条、第16条の9、第18条の2、第20条の2、第23条の2に違反し、同法第56条に基づく管轄労働局長の助言、指導又は勧告を受けたが、是正していない場合

ニ 支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、育児・介護休業法（前項に該当するものを除く）及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）の重大な違反があることにより、当該事業主等に助成金を支給することが適切でないと認められる場合

0303 併給調整

第1共通要領0302に定めるもののほか、本助成金について以下のとおり併給調整を行うものとする。

助成金（0102の加速化Nコースに限る。）支給を受けることのできる事業主が、同一の数値目

標を達成したことによりポジティブ・アクション能力アップ助成金の支給を受けた場合には、助成金（0102の加速化Nコースに限る。）は支給しないものとする。

0400 支給額

0401 支給額

イ 支給額は、次の額とする。ただし、「第1共通要領0302」に規定する生産性要件を満たす場合は、括弧内の額を支給する。

(イ) 加速化Aコース： 28万5千円（36万円）

(ロ) 加速化Nコース

a 常時雇用する労働者が300人を超えない事業主

(a) 行動計画に盛り込んだ取組を実施した結果、管理職に占める女性労働者の割合が上昇し、かつ、支給申請日において15%以上となった場合：47万5千円（60万円）

(b) (a)に該当しない場合：28万5千円（36万円）

b 常時雇用する労働者が301人以上の事業主：28万5千円（36万円）

ロ 助成金の支給は、1事業主当たり各コースそれぞれ1回限りとする。

0500 支給申請

0501 支給申請書の提出

イ 加速化Aコース

本助成金の支給を受けようとする事業主は、取組目標を達成した日の翌日から起算して2か月以内に、「両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）支給申請書＜【加】様式第1号＞」及び「支給要件確認申立書＜共通要領様式第1号＞」に、0502に定める必要書類を添付し、本社等の管轄労働局長に提出するものとする。

ロ 加速化Nコース

取組目標を達成した日の翌日から3年以内に数値目標を達成した時、数値目標を達成した日の翌日から起算して2か月以内に、「両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）支給申請書＜【加】様式第1号＞」及び「支給要件確認申立書＜共通要領様式第1号＞」に、0502に定める必要書類を添付し、本社等の管轄労働局長に提出するものとする。

ハ 留意事項

0502に定める必要書類について原本の写しを提出する場合、管轄労働局長の求めるところにより事業主による原本証明を付すこと。

0502 支給申請に必要な添付書類

支給申請を行う事業主は、次の書類の写しを添付しなければならない。

イ 加速化Aコース

(イ) 行動計画の写し（策定日が明らかであるものに限る）

(ロ) 行動計画策定時の雇用管理区分ごとに見た職務又は役職における男女の労働者数がわかる書類

(ハ) 申請事由となった数値目標及び取組目標に関連する自社の女性労働者の活躍に課題がある

ことがわかる書類

- (ニ) 行動計画の労働者への周知をしていることがわかる書類
- (ホ) 雇用契約書、労働条件通知書に加え、短時間正社員が目標達成に係る対象者の場合には、短時間正社員の制度について規定した就業規則など
- (ハ) 取組目標を達成したこと及びその期日を明らかにする書類（表3「目標と検証資料の例」参照）
- (ト) 生産性要件を満たした場合の額の適用を受けようとする事業主は、「共通要領」の0402ロに定める書類
- (フ) その他都道府県労働局長が必要と認める書類

ロ 加速化Nコース

- (イ) 上記0502イに定める書類（加速化Aコースの支給申請をした事業主においては、提出済みのイ(イ)から(ハ)については省略可）
- (ロ) 数値目標を達成したこととその期日を明らかにする書類（取組前、取組後及び支給申請日におけるそれぞれの数値がわかるもの）（表3「目標と検証資料の例」参照）
- (ハ) 管理職に占める女性労働者の割合の引き上げを数値目標とする場合は、対象労働者に係る賃金台帳（管理職登用前6か月分（登用日の前日から6か月前の日までの賃金に係る分）及び管理職登用後6か月分（登用日から6か月経過する日までの賃金に係る分）
- (ニ) 数値目標が「管理職に占める女性労働者の割合の引き上げ」に関するものである場合は「【加】別様式の1」を、「女性が少ない職種等における女性の人数または比率の引き上げ」に関するものである場合は「【加】別様式の2」をあわせて提出するものとする。
- (ホ) 常時雇用する労働者が301人以上の事業主については、上記(イ)から(ニ)に加えて、行動計画に盛り込んだ取組目標のうち、管理職に占める女性労働者の割合の引き上げに効果のあった取組の具体的内容が確認できる資料
- (ハ) 常時雇用する労働者が300人を超えない事業主であって、0401イ(ロ)a(a)の支給額の適用を受ける事業主については、行動計画に盛り込んだ取組目標のうち管理職に占める女性労働者の割合の引き上げに効果のあった取組の具体的内容が確認できる資料
- (ト) 生産性要件を満たした場合の支給額の適用を受けようとする事業主は、「共通要領」の0402ロに定める書類
- (フ) その他都道府県労働局長が必要と認める書類

0503 支給申請書の受付

第1共通要領0402に定めるほか、郵送（簡易書留を必須とする）により提出されたものについては、消印の日付を以て支給申請日とすること。

なお、消印の日付が申請期間内であっても、労働局への到達日が申請期限を徒過していた場合には申請期間内に申請されたとは認められないこと。

0600 支給決定

0601 支給決定等の通知

管轄労働局長は、助成金の支給を決定した場合は、「両立支援等助成金支給決定通知書」（両

立等共通様式第1号)により、また、不支給の決定をした場合は、「両立支援等助成金不支給決定通知書」(両立等共通様式第2号)により事業主に通知するものとする。

また、第1共通要領0702に定める不支給措置期間の通知は「両立支援等助成金不支給措置期間通知書」(両立等共通様式第3号)により通知するものとする。

0700 返還

0701 返還

管轄労働局長は、助成金の支給を受けた事業主が、第1共通要領0801に定めるもののほか、支給要件を満たしていなかったことが支給後に判明した場合には、「両立支援等助成金支給決定取消・返還通知書」(両立等共通様式第4号)により、支給した助成金にかかる支給決定を取り消す決定を行い、それを返還させるものとする。

0800 附則

0801 施行期日

- イ 本要領は、平成27年10月14日から施行する。
- ロ 平成28年4月1日付け職発0401第40号、能発0401第10号、雇児発0401第11号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年4月1日から施行する。
- ハ 平成29年3月31日付け職発0331第7号、能発0331第2号、雇児発0331第18号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年4月1日から施行する。
- ニ 平成30年3月31日付け職発0331第2号、雇均発0331第3号、開発0331第3号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成30年4月1日から施行する。

女性活躍加速化コース支給要領 表3「目標と検証資料の例」

(注1) 自社の女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して定めることが必要です。

(注2) 取組目標は、数値目標の達成に直接関連する内容であることが必要です。

目標の区分	数値目標の対象となる項目	目標の例	目標を達成したことを検証できる資料の例	
女性の積極採用に関する目標	採用における女性の状況	数値目標	・ある採用区分で、採用における女性の競争倍率を〇倍まで引き下げる	取組前と取組後の男女別の応募者数と採用者数のわかる書類の写し
		数値目標	・ある採用区分で、取組前に比較して女性の採用人数を〇人以上増加させ、かつ全採用者に占める女性の割合も△%以上引き上げる	取組前と取組後の男女別採用者数のわかる書類の写し
		取組目標	女性の少ない職種に、より多くの女子学生の応募が得られるよう、 ・大学の工業系学部等と連携した女子学生向けセミナーの実施 ・女子学生向けパンフレット等の作成・配付 ・女子学生を対象とするインターンシップ、職場見学会などを行う	セミナーを実施したことやパンフレットを作成したこと、実施日が確認できる書類(案内書、パンフレット現物、印刷に係る領収書など)
		取組目標	・スポット的に採用選考に関わることになる労働者向けの性別にとられない公正な採用選考を行うためのガイドラインなどマニュアルの作成や研修制度の導入・実施。	マニュアル等を導入したこと及びその内容、マニュアル等の発効日や研修実施日が確認できる書類(事業所内での周知書類)、人事評価の場合は人事評価を行った書類写し
		取組目標	・女性が使いやすい設備・機器等の導入(軽量で使いやすい器具、女性の体力・体格等に配慮した安全具、運転しやすい機材等)	購入の領収書、導入前後の状況がわかる写真等
		取組目標	・新たに女性を配置しようとする現場へのハード面での環境整備(更衣室、トイレ、休憩室・仮眠室等の整備)	設置にかかる購入の領収書、導入前後の状況がわかる写真等
女性の配置・育成・教育訓練に関する目標	部門別・職種別・職階別・雇用管理区分別の男女の配置状況 将来育成に向けた選抜型研修の男女別受講状況	数値目標	・ある雇用管理区分(女性の少ない職種等)で、女性の比率を〇%まで引き上げる ・女性の少ない職種について、〇人以上増加させる	取組前と取組後の女性比率又は人数のわかる書類の写し【例】 ・雇用管理区分別の男女別配置状況(人数含む)が確認できる組織図 ・対象職種の、取組前及び現在の男女別労働者数が確認できる資料 ・対象となる女性労働者の異動辞令写し(異動日及び異動先が明記されているもの)など
		数値目標	・管理職に占める女性比率を〇%とする ・管理職の女性を現員の△人から〇人に増加させる ・係長・主任級の女性を現員の△人から〇人に増加させる	・取組前と取組後の男女別の管理職の人数のわかる書類の写し 例・組織図、名簿等 ・対象となる女性労働者の異動辞令写し(発令日及び発令役職が明記されているもの) ・取組前と取組後の等級別の名簿など
		取組目標	女性の少ない職種への配置転換・コース転換を可能とする研修の実施(業務に必要な知識・技術を付与するための研修の実施、必要な資格を取得するための研修の受講費用負担等)。女性社員が受講する通信教育、E・ラーニングの費用負担も含む。	研修を行ったこと及びその内容、実施日が確認できる資料(実施内容・日時・場所等が記載された実施通知、カリキュラム、セミナー受講書や修了書)
		取組目標	女性が使いやすい設備・機器等の導入(軽量で使いやすい器具、女性の体力・体格等に配慮した安全具、運転しやすい機材等)	購入の領収書、導入前後の状況がわかる写真等
		取組目標	新たに女性を配置しようとする現場へのハード面での環境整備(更衣室、トイレ、休憩室・仮眠室等の整備)	設置にかかる購入の領収書、導入前後の状況がわかる写真等
		取組目標	女性の配置の少ない職種に新たに配置した女性を支援するためのメンター制度、チーム支援や定期面談等の制度の構築と実施	制度の内容、制度を導入したことを社内に通知した文書、メンター及び支援を受けた女性の名簿、実施記録等
		取組目標	係長級・主任級の女性を増加させるためのヒアリング・個別支援・グループ支援等の制度の構築と実施	制度を導入したことを社内に通知した文書、名簿、実施記録等
取組目標	管理職登用準備研修の受講者選定基準の明確化や、受講者推薦担当者(管理職)への説明の実施	制度を導入したことを社内に通知した文書、名簿、実施記録等		

目標の区分	数値目標の対象となる項目	目標の例	目標を達成したことを検証できる資料の例	
女性の積極登用・評価・昇進に関する目標	管理職に占める女性の状況	数値目標	女性の管理職を〇%以上とする。 課長級/次長級/部長級に占める女性比率を〇%以上とする 課長級の女性管理職を現員の□人から△人に増加させる	取組前と取組後及び現在の、 ・管理職の男女別人数または女性管理職数 ・職階級・等級毎の男女別人数を確認できる資料 ・女性管理職名簿・管理職登用に係る発令辞令写し ・管理職に適した人材を中途採用した場合には、ハローワークの求人票や採用通知等、採用を行ったことがわかる資料 等
		取組目標	知識、経験のある女性を積極的に中途採用して管理職に就けるために、対象となる女性向けの説明会等を行う。	説明会を開催したこと及びその内容、実施日が確認できる資料
		取組目標	管理職をめざす女性社員を対象とした、キャリア形成や動機付けのためのセミナーの実施(自社や他社の女性役員や女性管理職等を講師として、めざすべきロールモデルをイメージできる取組等)	セミナーを行ったこと及びその内容、実施日が確認できる資料(実施内容・日時・場所等が記載された実施通知、カリキュラム等)
		取組目標	管理職登用直前の女性を対象として、管理職に必要な知識・技術を付与する研修の実施(部下の指導、メンタルヘルスマネジメント等を含む)。女性社員が受講する通信教育、E・ラーニングの費用負担も含む。	研修を行ったこと及びその内容、実施日が確認できる資料(実施内容・日時・場所等が記載された実施通知、カリキュラム、セミナー受講書や修了書等)
		取組目標	女性の管理職登用をしやすいとする人事制度の導入や、社内規則等の改定(産休・育休取得経験が不利にならない評価制度や昇進・昇格基準の制定、部下が育児休業や育児短時間勤務制度を利用した場合に上司にプラス評価が与えられる人事評価制度の構築と実施等)	制度写し、制度を導入したことを社内に通知した文書等
		取組目標	新たに管理職に登用した(又は登用しようとする)女性を支援するためのメンター制度、チーム支援制度や定期面談等の構築と実施	制度を導入したことを社内に通知した文書、名簿、実施記録等
		取組目標	社内外の女性役員や女性管理職と定期的にコミュニケーションをとり、仕事上の悩み等を話し合う交流会等を開催する	内容、実施日が確認できる資料(実施内容・期日・場所等が記載されたプログラム等)
多様なキャリアコースに関する目標	女性労働者のコース転換制度の利用状況	数値目標	一般職の女性労働者のうち、総合職へのコース転換者を●年度の〇%から□%以上増加させる/□人以上増加させる	一般職→総合職へのコース転換の実績のわかる資料
		取組目標	一般職から総合職へのコース転換制度や試験制度の構築と実施	制度の内容、実施日が確認できる資料
		取組目標	総合職へのコース転換をめざす一般職社員を対象としたセミナー・研修制度の導入、実施	セミナーを行ったこと及びその内容、実施日が確認できる資料(実施内容・日時・場所等が記載された実施通知、カリキュラム等)
長時間労働是正など働き方の改革に関する目標	年次有給休暇の取得状況 所定外労働時間数の状況	数値目標	・労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数(年休取得日数)を4日以上増加させる ・労働者の月間平均所定外労働時間数(所定外労働時間数)を5時間以上削減させる	/
		取組目標	・労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修・周知・啓発、外部専門家によるコンサルティング(社会保険労務士、中小企業診断士など)就業規則・労使協定等の作成・変更(計画的付与制度の導入など) ・労務管理用ソフトウェア 労務管理用機器 デジタル式運行記録計(デジタコ)テレワーク用通信機器労働能率の増進に資する設備・機器等(小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフトなど)などの導入・更新	